

神戸市定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定期巡回サービスに新たに参入しようとする事業者に対し、参入にかかる経費等の一部を補助することにより、多様な事業者の参入促進を図ることを目的とする。当該補助金の交付等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期巡回サービスに新たに参入する事業者に対し、補助利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するための人件費を助成する（以下「人件費助成」という。）。
- (2) 定期巡回サービスに新たに参入する事業者に対し、賃貸により事業所を開設する際の賃借料の一部を助成する（以下「賃借料助成」という。）。

(対象者)

第3条 補助の対象となる者は、神戸市内で平成30年4月1日以降に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（以下「定期巡回サービス」という。）の提供を開始した事業者とする。

(対象となる経費及び補助金の額)

第4条 補助事業の対象となる経費、補助率、補助金の額等に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人件費助成 別表1のとおり
- (2) 賃借料助成 別表2のとおり

(交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 所要額調書（様式第1号の3（人件費助成）又は様式第1号の4（賃借料助成））
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 収支予算書（変更後）（様式第4号の2）
- (3) 所要額調書（変更後）（様式第4号の3（人件費助成）又は様式第4号の4（賃借料助成））
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第8号の2）
- (3) 精算調書（様式第8号の3（人件費助成）又は様式第8号の4（賃借料助成））
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付していると

きは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助事業名	定期巡回サービス事業者参入促進事業 (人件費助成)																																																			
補助事業の対象となる経費	定期巡回サービスに必要な人件費等(報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等)																																																			
補助率	定額																																																			
補助金の額	<p>事業者に対して以下に定める「補助対象経費」と「補助基準額」とを比較していずれか低い額を補助した市町に対する補助金交付額は、市町補助額の合計額と補助基準額のいずれか低い額とする (1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て) ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 令和2年度以降に新たに定期巡回サービスの事業者指定を受けた場合</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回サービスに係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額 (ただし、合計額が当該年度で基準額に満たない場合は、次年度と通算)</p> <p>【補助基準額】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独事業所の場合</td> <td>11,448千円</td> </tr> <tr> <td>特養・老健併設の場合</td> <td>10,494千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合</td> <td>5,724千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和2年度以前に定期巡回サービスの事業者指定を受けた場合</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業者が指定日の属する月から起算して3年を経過する月までで、各月に支出した人件費と運営費等の合計と定期巡回サービスに係る介護報酬収入及び利用者収入等の差額を下表の基準総額から差引した額 (ただし、基準総額を超えた場合は差引した額は0円とし、マイナスの場合、基準総額を差引した額) の合計額</p> <p>【補助基準額】</p> <p>各月末契約者数に応じた次表の金額の各月の合計額(単位：千円/月)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>各月末契約者数</th> <th>～4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人</th> <th>9人</th> <th>10人～</th> <th>21人～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>基準総額</td> <td>250</td> <td>350</td> <td>330</td> <td>310</td> <td>290</td> <td>270</td> <td>250</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>								区分	基準額	単独事業所の場合	11,448千円	特養・老健併設の場合	10,494千円	サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724千円	各月末契約者数	～4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人～	21人～	基準額	250	250	250	250	250	250	250	0	加算額	0	100	80	60	40	20	0	0	基準総額	250	350	330	310	290	270	250	0
	区分	基準額																																																		
	単独事業所の場合	11,448千円																																																		
	特養・老健併設の場合	10,494千円																																																		
	サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724千円																																																		
	各月末契約者数	～4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人～	21人～																																											
	基準額	250	250	250	250	250	250	250	0																																											
	加算額	0	100	80	60	40	20	0	0																																											
	基準総額	250	350	330	310	290	270	250	0																																											

別表2（第3条関係）

補助事業名	定期巡回サービス事業者参入促進事業（賃借料助成）
補助事業の対象となる経費	<p>定期巡回・随時対応サービス事業所の開設に必要な事務所に係る賃借料(但し，定期巡回・随時対応サービスに必要な部分に限る。)</p> <p>※ なお，地域介護拠点整備補助事業の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備特別補助（整備費上乗せ助成）を受ける，または受けた事業所は対象外とする。</p>
補助率	定額
補助金の額	<p>補助基準額を交付額とする。</p> <p>(1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。)</p> <p>【補助基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費に3分の2を乗じた金額（1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。） ・ ただし，補助期間は開設から3年間(36ヶ月分)を限度とし，当該期間内における1事業所あたりの補助基準額の合計は，2,520千円を上限とする。
補助期間	対象となる定期巡回サービス事業者の事業開始から3年を経過するまでの期間